

令和元年9月17日

於・総務省8階 第1特別会議室

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電気通信事業分野における競争ルール等の
包括的検証に関する特別委員会
グローバル課題検討WG（第5回）・
プラットフォームサービスに関する研究会（第13回）
合同会合

開会 午前11時15分

閉会 午後12時05分

今日の説明ですが、射程範囲のところをあらかじめ申し上げておきますと、昨今、越境経済下で海外デジタルプラットフォームをどうするかというのが、関係省庁や、あるいは各政党で非常に議論され、この問題については日本国だけではなくて、他の国でも議論をしていると思います。我々の課題意識としては、本日特に焦点を絞って話すこと以外も含めて、全体像の提言というのを既に3月に政府側に提出しております、本日話す論点についても、もちろんそのワン・オブ・ゼムとして入っておりますが、その全体像もあわせてお話をしたほうがより趣旨が伝わるかなというところもありまして、直接つながりがない部分についてもお話をすることになります、その点についてはご容赦いただければというふうに思います。

先に申し上げますと、3月に総務大臣様宛てにも提出しておりますが、最後のほうのページで参考につけたところの資料、それは実際に総務省様あるいは経済産業様、あるいは公正取引委員会様などに提出させていただいた提言全部を持ってきております。その中から要約したものをかいつまんで、また今回の論点ともどういうふうにつながっているかということ、あるいは3月からまた大分時間がきて、諸外国でもいろいろな動きがありますので、その最新状況なども踏まえながら話をさせていただきたいと思っております。

1ページめくっていただきたいと思います。越境経済・デジタル経済への対応というところで、今回の問題にもなります、外国企業へ法が不適用になっているのではないかとございます。わかりやすいところで言いますと、電気通信事業法以外の話をして恐縮ですが、民泊新法というのができました。あのときに、民泊をするまでにそもそも、今で言うと旅行業法に当たる業種に Airbnb さんというのはなっていたと思いますけれども、それが域外適用できるかどうかという問題が焦点になりました。旅館業法は当然、ホストさんが国内にいますので、そこについてはもちろん適用できるんですけども、プラットフォームに対して何か適用ができるのかと。あと、そもそも民泊というものに対してルール化がされていない状況でした。その中で實際上、事実上提供はされていて、これは Airbnb さんご自身が出されている資料ですけれども、施行前の2018年2月1日時点で約6万2,000件、サービスが提供されておりました。日本企業については、普通の会社であれば合法サービスをします、それについて対等となるサービスを提供しているというところは普通はございません。

また、これは最近でも、処分されたというような事例が新聞記事に載っていました。最新版のものを持ってきていないのですが、白タク。事実上、中国人が中国の民泊プラット

フォームを使って日本に来て、日本の国内で白タク行為のものを使っている。これは何をしているかという、越境経済というデジタル空間だけで閉じている話で、そこを侵略されているみたいなイメージを皆さん持ちますが、実はもうそうではなくて、デジタル空間とフィジカル空間というものが一体となっていて、デジタル空間を入り口として、フィジカル空間の経済圏にも入ってきている、要するに、観光振興ということで日本政府はやっていますけれども、では中国から来た観光客が日本に利益を、還流させているのかどうかと、もしかしたら還流されないまま、日本の法律の統治下でないところで、全て利益が中国のほうに還流されているかもしれないという問題です。全部が全部本当にそうなのではないということではなくて、一部そういう事例がありえるということです。

これはどういうことかという、日本国政府として、日本国民に対してサービスをするときにどういう法適用なり法執行というものをしなければいけないかという、極めて本質的な問題が今提起されていると思います。なので、新経済連盟の考えとしては、電気通信事業法だけの話ではなくて、全法令についてこういうことが起こり得るところに大変な危機感を持っているところでございます。

次のページをお願いします。これはファクトとして意外と整理がされていないので、聞き取り調査とかそういうことで、我々としてどういうふうになっているだろうかということをもまず体感していただくために、データを出しました。これ自身を見て、だからどうなんだという評価はとりあえずおいておき、それぞれのネット関連市場というものを細分化し、市場規模を出しまして、外国勢というものについて大体何割ぐらいになっているか、実はこういうデータというものがあるようでないので、今回我々もヒアリングをしたところがあります。幅を出していたりするところは、ヒアリングとかでやっているの、確定値という形になっていませんが、あくまでもまず議論の発射台をつくるために出してみました。

いずれにしても、そもそもシェアがでかい、あるいは今はシェアが低いけれども、伸び率が異常だということが出てきております。これについて日本国政府としてどういう打ち手をとっていくのか、もちろん外国企業が参入すること自体、別に何か問題だということではございません。これから問題にしたいのは、イコールフットィングという環境をつくり出すのは、我々経済団体としては、政府の、政府しかできないことだと思っているので、そこについて手当てをしてほしいということが主張でございます。

1 ページめくっていただきまして、青いところ全体がスマホ市場の日本国内市場だと

いうところで、OSとアプリストアというところをフックとして、ここを通じて消費者と企業が結びつくという仕組みが行われていまして、OSとアプリストアプラットフォーム提供者は、ご案内のとおり2社しかおりません。代替可能性もなく、決済システムを事実上囲い込んでいる。こういう問題として、かなりスマホファーストの時代になっていて、市場構造がかなりいびつになっていないかという問題意識です。

1 ページめくっていただきまして、ご参考で、アプリをめぐるものについては、EUのある企業様が申告されまして、EU競争当局が調査に入るといふ報道の記事をつけました。調査していますということ積極的にリリースすることはないので、今どういう状況かというのは外から見るとわかりませんが、報道ベースで、調査に入っているという報道があります。あと、おもしろい事態としては、米国の消費者団体が、アプリの手数料の問題が使用料にはね返ってきていて、最終消費者に対して問題ではないかということで消費者団体が訴訟をしていて、消費者適格はあるということで、今審理中だというふう聞いております。

1 ページめくっていただきまして、このような問題について我々としてどういうふうにかえるかということですが、プラットフォームというのはイノベーションの源泉でございます。言わずもがなでございます。なので、プラットフォーム自体、それが即悪という立論は全くおかしいというふうに思っています。むしろプラットフォームなくして今後サービス提供というのはいり得ない、あるいはプラットフォーム型ビジネスを目指さない企業は死滅するしかない、これについては各企業の努力なので、本当に自己研さんをしてやっていくべきだというふうに思います。なので、これに着目した新たな規律をわざわざ入れるということが産業政策として正しいかどうかと言われると、我々新経済連盟は不適切であるというのが考えでございます。

次のページに行ってください。先ほど申しましたようにアプリストアの寡占問題というのは、これは非常に異質な問題であろうというふうに思っています。独禁法の適用ということで、垂直統合の禁止、決済独占の禁止、あるいは手数料是正など、いろいろな打ち手が考えられるのではないかと考えております。本筋とは関係ありませんが、今後の競争当局に我々は非常に期待したいというふうに思います。

次のページに行ってください、ここが我々の3点目、本筋でございます。このような全体像がある中でのワン・オブ・ゼムの我々の主張として、今回ご議論いただくことになる主張があるということで、今までの前振りだということでご理解ください。

法規制の適用・執行面と、それから税制度面での担保です。当然、昔からこの税の問題については、いろいろなところが税金を本当に正しく日本に落としているのかどうかということがあります。また法規制についても、例えば、ここだけの話ではないですが、資金決済法とかでも、ある国の企業が資金決済法を正しく日本で登録してきちんと執行されているかどうかというのも話に出てきます。さっき民泊の例も話をさせていただきました。

この法規制の適用・執行面と税制度面、要するに日本国内でサービスをするという場合において、日本国内企業は当然、守るべき法規制、そして法人税というものは支払うと、その上で競争しているということになります。そこからは事業者どうしの自由競争の問題であると思いますので、問題視すること自体が我々経済団体としてもするべきではないと思いますので、そこについては別に争う必要はないんですけれども、法規制面、それから税制度面というものは、我々経済団体あるいは経済界がいじることがどうしてもできません。これはやはり国のお仕事であろうというふうに思っております。その意味で、基本的にここは後で具体的に話をします。

それから、後段のところです。これはすごく、今までも話をして、どういう意味ですかと聞かれるんですが、ここは今後検討して行ってほしいんですが、本当に法執行ができるための必要十分条件というのは何なのかというのがあります。EUの個人情報保護法制のところでは代理人を置くという規定が置いてありますけれども、代理人を置くということで十分なのかどうかも含めて、そういうものの、既に似たような事例があるものについての海外での評価、それから、足りない部分があるのであれば、日本国内でどういうふうに手当てをするか。

その中で、例えばデータローカライゼーションというものが、データローカライゼーションというのもすごく定義が幅広く、我々としては現在の日本の個人情報保護法制にもデータローカライゼーションの内容が一部、全くないわけではないと思いますが、そのデータローカライゼーションという概念自体、強弱が非常にあると思いますが、それについて考える必要がないかということの問題提起しているところでございます。

1 ページめくっていただきまして、提言を本年3月にいたしました。実はこの問題については非常に難しいと思っております。だからこのような会議がまさに行われているということだと思いますが、ここからは、我々として何を提案したかということを再度、振り返りをさせていただきます。

外国企業に対する法の域外適用と執行が十分ではなく、国内と外国の間にコスト面の不平等が生じている。まさに法律の不適用と不執行が何を引き起こすかという、経営面においては、それに対する対応コスト、それに差が出て、また税を払っていないというところがあるとすれば、そこについても再投資の額ということに差がつきます。そうすると、残念ながら既に差があるのかもしれませんが、その差をどんどん広げる方向にしか行かない、本当に逆転可能性、並ぶことさえもできないのではないかという問題意識です。その中で電気通信事業法についても、通信の秘密や事故報告制度といったものが適用されていないというファクトを書いています。

なので、我々としては、電気通信事業法だけではなくて、全ての法律について域外適用と域外執行をデフォルト化する。それがデフォルトで、むしろ域外適用・域外執行とかわさない場合については特段書けという、要するに裏と表を逆にしてほしいということをするために、関係法令一括整備法令をつくるべきだというふうに主張しております。今回の6月の成長戦略においては、電気通信事業法についてもこの観点で記述があったと思います。個人情報保護法でも記述があったと思います。旅行業法他、消費者保護法令についても記述があったと思います。我々としては全ての法令が整備されるというところが重要であります。束ね法になっているかどうかというところは全く形式的な問題ですが、全てについてチェックするという中で、電気通信事業法もある。

それで、このときには個別の論点は書いていませんが、個別の論点について口頭で付言させていただきますと、基本的にはそういう今までのような考え方なので、日本国内企業が守っている規制について、外国企業について適用するのは当然であるというのが、まず我々の前提です。なので、適用しないということであれば、2つ種類がある。因数分解すると、多分2種類ぐらいある。純粋に日本国内にあるということを前提とした法律で、海外ではもう絶対にあり得ないという規律があるのであれば、それを外国企業にも適用させていく必要性はないので、そこは留保をつけるという可能性はあると思います。それについても、そういう可能性というのを最初から予見しておく必要があるのかなというので、適用しておいて、実際のところで配慮すればいいのかなというふうに思います。

それからもう一つは、これは執行との問題になりますが、立法で書くことは多分できると思うんですが、執行の問題になったときに、海外と協力をするということになりますが、海外の各国から、それは日本国しか規律していないけどというふうに言われたときにどうな

ってしまうのかというのがあって、そういう規律があるとすれば、それについてどうなのかと考える必要があります。もう100%聞かれると思うので先に答えますが、それについては当然、我々の今の考え方、基本線を述べましたので、適用・執行できるような法体制を考えるべきというのが結論です。考えられないということであるのであれば、日本国内企業に対してそういう措置を求めてはいけないというのが我々の考え方でございます。なので、模式的に言うと、域外適用について、外国企業、日本国内企業について、どちらも適用されるか、どちらも適用されないか、この2種類しかないと思います。

次のページに行ってください。執行の強化のところですが、これは我々もいろいろ頭を悩ませまして書きました。先ほどのデータローカライゼーションみたいなものは左下のほうに書いています。それから、主に税務の関連になってしまいますけど、国内法人への資料提出義務の強化とか、あるいはそもそも会社法817条に代表者を置くことという規定があるので、これをフックにして立論ができないか。それから国内管轄権も、論点として書いています。それから、税とかは先んじて国際協力をしたりする仕組み、条約というものができてきたと思いますが、事業法について必ずしも、例えば電気通信とか航空とかについて、国連の下に議論をし合う国際機関というのが当然あるんですが、法制度としてそれをどういうふうに担保していくかというところを考えないといけない時代に実は入っている中でというのが1点と、それから、その情報というのを調べる上で、単独の省庁で一生懸命集めるということの限界性というものを感じております。なので、その2つの問題をクリアするために、国際執行庁みたいな新たな枠組みというのを真面目に考える時代に実はなっているのではないかという気がしております。

済みません、説明が長くなりました。また、直接の論点とはかかわらない部分についても話をさせていただきましたが、なぜそういう主張をするのかということをご理解いただきたくて、大分本筋とそれながらも説明させていただきました。

説明は以上です。

○相田主査 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に関しまして、ご質問、ご意見ございましたら、ぜひお願いいたします。

○宍戸座長（PF研座長・グローバルWG主査代理） 東京大学の宍戸でございます。本日は大変迫力のあるプレゼンテーション、ありがとうございました。

スライドで申しますと7ページのあたりで、まず1つ伺いさせていただきたいと思っております。データローカライゼーションの検討をすべきではないかというお話があり、また、

そのデータローカライゼーションにはいろいろ強弱があるというふうなことをご指摘になったと思います。それでスライドの9枚目の左下を拝見しますと、例えば日本国内で得た情報については国内サーバーへの保存を義務づけと、こういうお話があって、これも先ほどのデータローカライゼーションにかかわるんだろうと思いますが、ここで今のところどうということをお考えかということをお伺いしたいと思います。

つまり、本当に日本国内でのデータというのは、産業データであれ、あるいは非個人データであれ個人データあれ、日本国内にとりあえずちゃんと保存しておきなさいと、あるいはそこから外へ持ち出してはいけませんということを原則とお考えになっているのか、パーソナルデータや通信の秘密のようなものについてローカライゼーションということをお考えなのか。また、個人情報保護法で問題になっているような、域外に持って行ってはだめなんだけれども、一定のルールを共有をしている国との間であれば出してもいいということなのか、あるいは、あちこち行ってもいいんだけど、コピーは日本国内にあれということなのか、どうということをお考えなのかと。この点を教えていただければと思います。

○新経済連盟 宍戸先生、ありがとうございます。宍戸先生から因数分解したあり得る方策を言っていたので、私が話すことはほとんど何もなくなっただけですけども、要するに、因数分解すると、今、先生おっしゃったような打ち手というのがあるって、そのどれかということを確認的にはこの提言では書いていません。中では当然その議論がありました。

何をやると必要十分なのかというところの議論をすべきだと思っています。今の中で、先生が言われた中で一番効果が大きくて悪影響が少ない方策をやはりとるべきだと思っていますし、これを日本が措置した場合に、では日本企業が海外に出たときに、海外の国からどうするんだという相互主義の問題があるので、議論は必要だというふうに思っています。

なので、我々としてそのうちのどれが一番いいのかというところは今後議論させていただきたいというふうに思っているし、実は日本人だけが悩んでいるというよりは、全世界で、全員悩んでいるというのが正解で、あとは、日本の特殊事情を言えば通信の秘密というのがあるので、それとの関連でもどう考えるかという特殊事情はあると思いますが、いずれにしても、我々としては法執行を、確実にするうえで何が一番有効であるのかということ、みんなで知恵を出していかなければいけないと思います。

○宍戸座長（P F 研座長・グローバルWG主査代理） ありがとうございます。要は日本政府ないし日本社会ないし日本消費者、あるいは日本の企業などのステークホルダーときちんと話ができると、あるいはちゃんとした調整ができると、そのための担保になるような何かとして、ここで広い意味でのデータローカライゼーションということをお考えなんだなという、ひとまずはそういうことで承知いたしました。

もう1点お伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○相田主査 はい。

○宍戸座長（P F 研座長・グローバルWG主査代理） お話を伺っていて、基本的には法令を例外的に域外適用するのではなくて、原則として法令は域外適用していくんだと、外国企業にも適用していくというふうを考えるべきだというお話だったと思うのですが、ここで域外適用するということに、法令の中にもいろいろバージョンのものがあるかと思います。スライドの8枚目に挙げられているものは、基本的にはいわゆる業法等でございまして、あるいは消費者法的な規制も含むと思いますけれども、一定の、国として公益であったり消費者の安全安心だったりというものを確保するような法令が並んでいるかと思います。

これに対して、例えばですけれども、ここで挙げられていませんが、いわゆる一般刑法、刑法典のようなものを域外適用しようとする、これはかなり大変な作業でございまして、それについてどう考えるかといったようなことも当然出てきます。また、他方で租税法規についても言及がありましたということで、域外適用を基本的に行うべきだというお話のときに、いわば文字どおり全法令を丸ごとお考えなのか、業法的なものをお考えなのか、このあたりも教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○新経済連盟 多分そこ自体の見取り図をまずちゃんとつくるべきだと思っていて、必要がないということであれば別にやる必要はないと思っています。その前の段階なので、全法令と書きました。ただ、少なくとも必要なのは、国内の消費者保護という関連では、国内消費者に対するサービスには適用するという、これは少なくとも担保しないと、何しているのとなると思います。

あと刑法典のところは、これはすごい議論があると思います。刑法を改正すること自体が5年、10年かかってしまうので、スピード感についていけないというのがあるんですが、ただ視野から外す必要もないと思っていますし、アメリカでクラウドアクトみたいに、捜査令状を全世界に域外適用するみたいな話もあります。租税のところは特殊事情とい

うか、今までの議論の積み重ねがあつて、国際的な取り組みに基づいて国内法制化していくという話なので、今OECDで議論をしていますので、ひとまずそちらで議論をしていくという枠組みが租税はあると思うんですが、事業法とか消費者保護立法についてそういう枠組みは多分全然ないんだろうなというところがあります。そういうことについて、政府の文書を読むと日本がリードすべきとよく書いていますが、そういうことをリードしてもいいんじゃないかと思えます。

ルールメイキングのあり方について新しい状態が起きたというのが今の時代だと思つていて、こういうことについて国際的なやりとりで決めていくということも必要になってきて、執行のときに、要するに各事業法との調和とかハーモナイゼーションとか。宍戸先生は事業法のところ、税は別の枠組みで、刑法はかなり難しいというニュアンスでおっしゃって、事業法でと言われましたけれども、多分事業法だつてももちろんそんな簡単だと我々も思っていないくて、実は執行する段階で各国政府とのハーモナイゼーションというか、そういうのをどうするかというところの見取り図というのは、国際的な機関とかで提案するとか、G20とかで議論するとか、そうしないと多分、全然話変わっちゃいますけど、仮想通貨とかの話を見ていると、国家ってどうなのみたいな時代になっているので、事象がもう違うようになってしまっていて、今までの発想で議論していると小さくまとまってしまうなという、そんな気がしております。

○相田主査　よろしいですか。他にいかがでございますか。

○寺田構成員（PF研）　JIPDECの寺田です。非常にわかりやすいお話で、今日は非常に参考になっているんですが、1点質問させていただきたいことがございまして、今回の話のほとんどが日本の法制度とか規制が正しいことを前提にした話で、それをどう広めるか、海外に適用するかという話であると思うんですが、その一方で、そもそもこの法制度とか規制があるから不公平なことが起こっていると、そういった視点もあるのではないかなとちょっと気になっていまして、そのあたりというのも今回の話の中で新経連さん、議論というのはございましたでしょうか。

○新経済連盟　まさにガラパゴス規制を世界に広めよう、そんなことを言う団体だと皆さん思わないと思いますけど、1ミリも我々は当然考えていませんで、まず、さっきちょっとやんわり私が言ったのは、海外の政府から、それは日本国しかやっていないけどと言われるものは日本国でもやるべきでないと言ったのは、その趣旨を言いました。そういう

チェックは必要だと思います。この際、要するに規制のBPRみたいな感じで、見直しをするということは非常に必要であって、そういう趣旨のことは当然我々も、あの長い提言のほうでは触れております。なので、今後議論をするときに、今、寺田さんから話があった指摘は非常に重要なところだと思います。議論していただければと思います。

以上です。

○相田主査 他にいかがでございましょう。

では、森川先生。

○森川構成員(グローバルWG) ありがとうございます。1点だけ、少し細かいところなんですけど、スライドの9ページ目です。こちらの左側に資料提出義務の強化というのがありまして、情報収集というのは非常に重要なことだと思いますけど、ここで税務関連などにかかわる資料というふうに書いてありますが、税務関連以外の情報収集というのは、例えばデジタルプラットフォーマーみたいなものを考えていくと、あってもいいかもしれないと思うんですが、税務以外に例えばどういう情報があったらいいのかとかいう議論があったら、それを教えていただければと思います。

○新経済連盟 物事の本質として、税務だけに限らないと思います。ただ一方で、このような執行を強化するというところでも、強化するために何でも情報収集、集めればよいということになると、それは逆の意味も働いて、要するに海外のプラットフォームだけから情報収集するということには当然になりません。なので、海外と日本国内事業者両方に対して、今までの規制より一段、規制を設けるということになると思います。

そういうものが本当に必要なものというのとは何かあるかというところの考えというのをまた一方で見ていて、逆に言うと、不必要な情報収集、単なる情報収集のためだということで、ふだんからいろいろな情報を出さなければいけないということになると、プラットフォーム型ビジネスのところについて抑制的に働いてしまうかもしれないと。この問題がすごく複雑なのは、要するに海外企業だけやればよいということではなくて、当然、法制度なので、海外と日本、両方含めてトータルにそろえようという話があるので、海外の情報がわからないということだけを根拠に全てを強化してしまうと、そのはね返りが起こるとところの視点がまた難しいところであります。

いろいろなアイデアがあると思います。海外と日本国内に対して資料の出させ方を変えとかいう工夫がもしかしたらあるのかもしれませんが。ただ経済界として言いたいのは、イコールフットイングを確保していただくことが重要で、あとその制度設計のところ

に関して、従来の日本国内企業が十分に対応してきたことに加えて、もし対応コストがかかるということであれば、そこについては本当に必要最小限でないと、かえって何をしたいためにこの制度改正をしたかということに陥る可能性があるところにも、十分ご留意をいただければというふうに思います。

以上です。

○相田主査 ありがとうございます。それでは、石井先生。

○石井構成員（グローバルWG） 中央大学の石井です。私のほうから2点、お伺いできればと思います。

まず1点目は外国事業者の捉え方についてです。資料の中では外国企業ないしは外国事業者について、どういう要件を満たす事業者を対象にすべきであるのかということについては具体的な言及はなかったかなと思います。それについて、どのような事業者を想定されているのか、外国事業者の範囲についてのお考えをまずお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、8ページのところで、域外適用をすべきという具体例として幾つか法令が挙げられていますけれども、このイコールフットィング、域外適用をデフォルト化すべきというご提案の心といたしますか、趣旨について確認をさせていただければと思います。具体的には、例えば個人情報保護法に関して、個人情報の適正な取り扱い、保護とその利活用のバランスを図るという法律の趣旨がありまして、他の法律にもそれぞれの趣旨があるわけですが、その趣旨を国外事業者にも及ぼすべきという例について列記をしておられるのか、あるいはもっと幅広く、日本国内で営利活動を行っている事業者については税金を払い、さらにはもっと負担を求めるべきだと、そういう心があるご提案であるのか。先ほど刑法の話が出ましたが、国外にも適用すべきというケースについては、刑法典の中に、特に重大犯罪について列挙がなされています。そこで、域外適用すべきという真の目的といたしますか、そのご提案の趣旨について確認させていただければと思います。

以上です。

○新経済連盟 外国事業者、外国企業の定義のところはあえて書いていないんですが、ここ自体、議論になるだろうなというのは当然あると思います。一方で、立法例としては既に、例えば個人情報保護法のところでも書き分けをしています。あとは、私が知っているもので言うと、資金決済法も書き分けをしています。そうすると外国事業者というのはお

のずと定義があるので、従来の定義のところの立法例を参考にしながら、何が問題かというところを書いていくということになっていこうかと思います。

先ほどの趣旨ですが、具体例を書いているところについて、いろいろな意図があって書いているので、全部一貫通で同じような趣旨として書いているかと言われると、あるいは若干強弱があるかもしれませんが、再度申し上げますと、やはり国内の事業者、国内の消費者向けにサービスをしていて、日本国内でサービスを行っているということの対価をきちんと払うべきだということです。それには2つありまして、法規制と税、これが要するに各企業、企業が行動する上で一番重要なのは規制と税だと思います。この2つについて、越境経済というところでどういうふうにみんな、各国政府共通の形で、コストを払わせるかということが問題になってくると思います。それに対して多国籍企業はどう考えるかという問題になってくると思います。

その背景があって、その中で、今おっしゃったように、刑法ではもう既にそこら辺は整理されているところがあるのかもしれませんが、では本当に、例えば著作権法とかでどこまでそういうのを整理しきれているのか。著作権法は域外適用できるというふうに書いてあったりしますけれども、じゃあ実際どうなのとか、今の事業法の解釈でもこれは域外適用、旅行業法は、僕が知る限り域外適用はしないということになっていたはずですが、特定商取引法なんかは明示的に書いていないけど適用するとか、そもそもばらばらになっています。それについて外から見ると、例えば消費者保護立法だということでも共通していると思いますが、なぜその解釈に差が出てくるのかなというところが、一国民としてもちょっとわかりづらいなというのがあります。何よりもそのところを確保するための一手段としてイコルフットィングがあり、電気通信事業法というのがさらに今後重要になってくるのは、まさに5Gの時代とか、あるいはIoTの時代とか第4次産業革命の時代になってくると、この通信というのが、規律というのが非常に重要なことになってくるので、ここについてイコルフットィングを確保するということが一丁目一番地の政策、産業政策として重要だというふうに思います。

○相田主査　よろしゅうございますでしょうか。では。

○生貝構成員（PF研）　貴重なお話ありがとうございました。東洋大学の生貝でございます。本日はご発表の中で、この越境経済下で、一つは消費者保護を、もう一つはイコルフットィングをどうしっかり実現していくかということに関して、ある種ハードロー

を前提にした解決策というものを中心にお話しいただいたと理解しております。

そうした中で、しかし、やはりこのインターネット経済というものを、法律で細かいことまで決めるといことがなかなかそぐわない面があるということも事実であろうといったような中で、例えば、まさにソフトローといえますか、自主規制、あるいは少し法律が絡む共同規制のような方法により、こういった越境経済の領域においても解決できるような問題領域というのが果たしてあり得るのかどうか。例えば最近ですとフェイクニュースですとか、あるいはある種の海賊版対策のようなものは、比較的そうした性質も強いのかなと感じているところでございますけれども、例えば新経連様からご覧になられて、もっと海外プラットフォーム様としっかり話し合いができれば、この33ページが一番最後のところに、民間の知恵を活用するために自主的取り組みを促すインセンティブということも書いていただいておりますけれども、そういったアプローチがもしかすると適用可能性がある分野というものがもし何かあれば、ご教示をいただきたいということでございます。

○新経済連盟　　ここは私、ものすごい持論があるので、本当は3時間ぐらいしゃべりたいんですけど、ちょっと抑えますが、まず今回の問題というのは、特に外国企業がどういふふう政府と渡り合うかという、立ち位置が一緒なんです。日本人は、ごめんなさい、お上の人たちを前に、お上意識が強いと言って済みませんが、やはりまだ上下の関係なんです。海外企業は政府も交渉要素、交渉相手の一人にすぎなくて、だから合意事項をすとかいう言い方をするんです。あれは日本人にはよくわからないわけです。政府と契約を結ぶって何という、調達とかだったらわかるけどみたいな、というところがあるんです。

要するに、何が言いたいかという、ソフトローということだけで執行力として有効なのか端的に言うと重要なことだと思っています。

そこが1点と、あとソフトローは、僕はずっと昔から違和感があって、ソフトローというのが何を指しているのか実はよくわからない。私の勝手な理解では、ソフトローというのは実は日本の護送船団行政で、官民のあうんの呼吸について、それを別の形でEUが再発見したというふうに僕は理解をしています。なので、実は昭和の懐かしい行政手法を、形を変えて持ってくるのかという面もなくはないです。官民共同規制、官民で話をしていってルールメイキングをしていくということ自体は、賛成です。ただ法体系として、ソフトローという言葉にした瞬間に、何かそれがハードローと並ぶようなものになって、すぐ機能するということについては、ややというか、かなり懐疑的です。やらなくていい

ということではないですけど、やったところで、それがどこまで機能するのか。規制改革とかでもよくそれを言われるんですよ、ソフトローを直していく。何を言っているかよくわからないんです。そうじゃなくて、最終的には事業法とかを改正しないとだめなんだけど、そのハードな課題について逃げる形でソフトローを言っているのだとしたらそれは問題である。それは本筋を見間違えた議論で、正面からやはりぶつかって議論しないと、だって、もうそういう、時代が変わっているわけだから、ごまかし続けることはできないというのが我々の考え方です。実はその話も、この提言をつくるときにさんざん議論しました。

以上です。

○生貝構成員（PF研）　　ありがとうございました。まさしくソフトローという言葉というのは、制度設計者たる政府がしっかりと、責任といいますか、その補強の措置というものをとりながら使っていく必要があるということ、私自身もまさにそのように考えているところであります。まさに私も3時間くらい議論させていただきたいことがございますけれども、ありがとうございました。

○相田主査　　ということで、まだまだご議論尽きないところかと思えますけど、一応予定の時間を過ぎておりますので、本日この場での意見交換はここまでとさせていただきます。構成員の皆様から追加でのご質問、ご意見等ございましたら、ぜひ事務局のほうまでお寄せいただき、事務局で取りまとめて、質問事項等については新経済連盟さんのほうにお送りしたいと思いますので、その節はぜひご対応いただければというふうに思います。どうも、ありがとうございました。

— 了 —